

諮問第 158 号

景観審議会

景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について（諮問）

景観の形成等に関する条例（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号）第 20 条の 4 第 4 項及び第 20 条の 5 第 3 項において準用する同条例第 8 条第 6 項の規定により、別添のとおり宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について諮問します。

令和 7 年 3 月 18 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

景観形成重点区域及び景観形成重点基準の案について

1 景観形成重点区域の指定

山崎町山崎地区は、江戸時代の城下町を基盤に発展した地区であり、今もなお、武家地や町人地の町割りや鍵の手型の道路など城下町の面影が残るまち並みとなっていることから、令和元年度に県が景観の形成等に関する条例に基づき「歴史的景観形成地区」として指定した。

また、景観形成地区内の「酒蔵通り」には、景観形成重要建造物に指定されている「老松酒造」、「本家門前屋」、「中門前屋」が立ち並び、江戸中期に酒造業で隆盛を極めた建物が残っており、景観の形成を図る区域として保存・継承していく必要がある。

特に、「本家門前屋」前からは、これらの建物を含めた重厚な商家建築や蔵が連なる歴史的なまち並みを望むことができる。

このため、当該地点を優れた景観を展望することができる地点（景観展望地点）とし、そこから見える建築物等を景観形成重点区域として、県民等が訪れたいと思う地区の顔づくりの推進に取り組む。

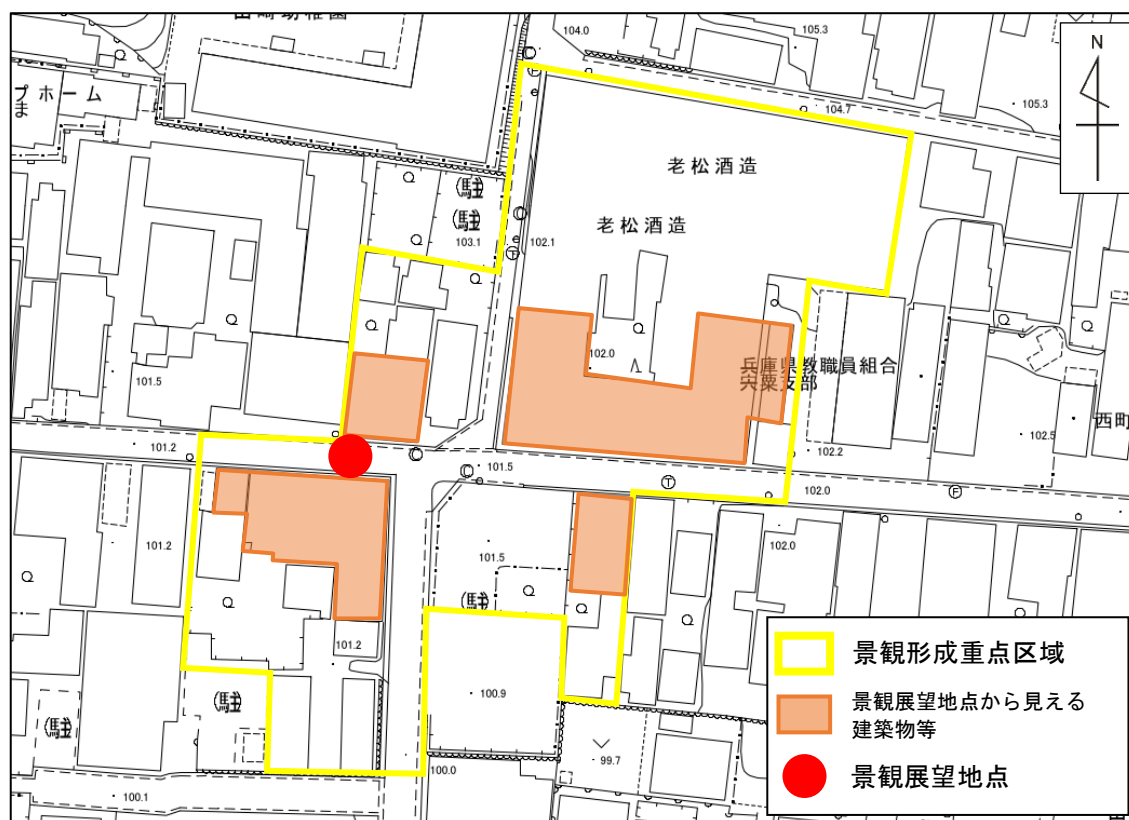
（１）景観形成重点区域の名称

宍粟市山崎町山崎地区

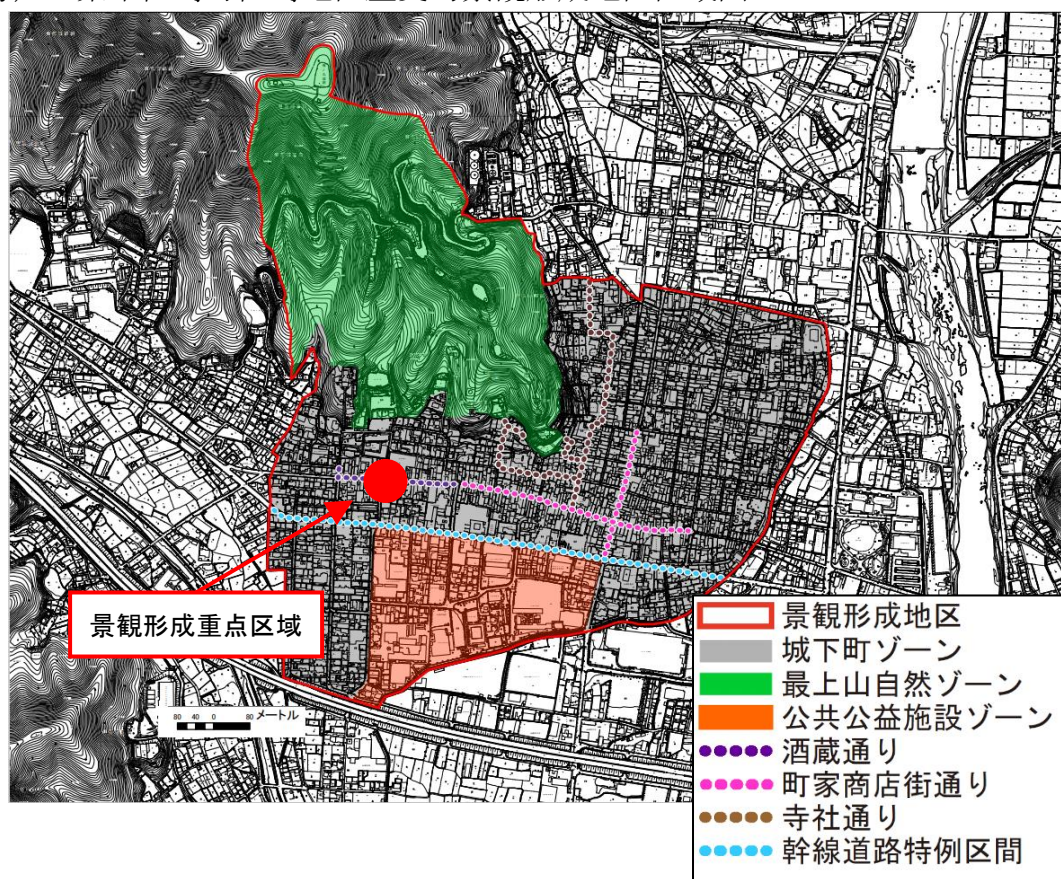
（２）景観形成重点区域に指定する土地の区域

宍粟市山崎町山崎地区の一部で、宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域図表示のとおり

宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域図



(参考) 宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区区域図



2 景観形成重点基準

(1) 建築物等に関する基準（注）

項目		建築物の基準	工作物の基準
重点区域全域	高さ	・階数は2階以下とする。	・基調となる色彩は、「宍粟市山崎町山崎地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じる。
	屋根・庇	・勾配屋根とする。	
	掲出物	・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする。	
	景観展望地点から見える建築物等	・隣接する建築物との連続性を確保する。 ・やむを得ず、酒蔵通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、景観展望地点からの町並みの連続性を確保する。	
		・屋根は和瓦葺きとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。	
		・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。 ・ただし、現況が土壁である又は景観形成等推進員等による調査に基づき従前の仕上げに修復する場合はその仕様とすることができる。	
		・塀を設置する場合は、漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。	

注 表に定めのない基準については、宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区の景観形成基準に準じる。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。
意匠	・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩を周辺景観と調和させる。